

上磯高校 学校ホームページ・SNS ガイドライン

上磯高等学校情報委員会

1. 趣旨

本ガイドラインは上磯高校ホームページ・SNS を公開するにあたり、必要なガイドラインを設け、適正な管理運営のために必要な事項を定めるものとする。

2. 学校ホームページ・SNS 開設の目的

本校の教育活動の一環として、教育活動を保護者や地域の方々に公開し、信頼される学校づくりを進めるとともに、学校運営の状況を積極的に公開し、地域に根ざした学校づくりを推進する。

3. 管理責任者及び運営組織

- (1) ホームページ・SNS の管理責任者は、情報委員長（教頭）とする。
- (2) ホームページ・SNS の運営は、情報委員が行うものとする。
- (3) 情報委員長は必要に応じて委員を招集し、ホームページの検討を行なうとともに、委員はホームページ・SNS の適切な運営に努める。

4. 掲載内容について

- (1) 学校の教育目標、指導方針、教育内容
- (2) 生徒の学習活動（授業、学校行事、生徒作品等）
- (3) 生徒会活動、部局活動
- (4) その他、教育的取り組みであると認められるもの、または広く学校を知ってもらう上で必要と認められるもの。

5. 掲載してはならない内容について

- (1) 公序良俗に反するもの又は教育上不適切なもの。
- (2) 特定の個人や団体を誹謗・中傷したり、不利益をもたらすもの。
- (3) 営利を目的としたもの。
- (4) 生徒及び教職員のプライバシーを侵害する恐れのあるもの。
- (5) 著作権等の知的所有権を侵害する恐れのあるもの。
- (6) 犯罪行為に結びつく恐れのあるもの。
- (7) その他、学校ホームページに掲載する内容としてふさわしくないもの。

6. 個人情報・肖像権の使用、掲載について

- (1) 個人情報の掲載は、本校の教育活動の目的を達成するために必要である場合に限るものとする。関係法令（地方公務員法、著作権法、北海道個人情報保護条例等）に反する情報、第三者の誹謗・中傷や差別につながる情報、不特定多数の人に対して発信するものとして不適当と判断される情報は公開しな

い。

- (2) 個人情報・肖像権の使用・掲載について、事前に不承諾書類を提出した生徒の氏名・写真は掲載しない。ただし、本人と判別できない写真についてはこの限りではない。
- (3) 個人情報・肖像権の使用・掲載について、承諾とする生徒の氏名・写真は、適宜確認を取ったうえで掲載する。
- (4) 学校外の方の氏名・写真を掲載する場合は、事前に承諾を得たうえで掲載する。

7. 記事の削除・訂正について

- (1) 削除や訂正を求める訴えがあった場合は、直ちに掲載を取り止めるか、必要に応じて内容を修正する。
なお、写りの良し悪しに関してはこの限りではない。
- (2) 卒業した生徒に関するものは、卒業後一年が経った時点で削除する。

8. 本ガイドラインの見直し

本ガイドラインについて見直しの必要があるときは、情報委員会で協議し、職員会議で教職員へ周知のうえ変更する。

(令和6年5月より施行)